

(案)

資料14

区域計画の変更の認定申請書

令和8年 月 日

内閣総理大臣 殿

北海道国家戦略特別区域会議

令和7年3月7日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 14 別紙

北海道 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 8 年 2 月 25 日
北海道国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (3) 略

(4) 名称：国家戦略特別区域外国人美容師育成事業

内容：外国人美容師の就労に係る在留資格に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

国家戦略特別区域外国人美容師育成事業における育成機関の要件を満たす企業等が、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進を図るとともに、インバウンドの需要に対応するため、以下に掲げる地域において、日本の美容師免許を有する外国人材を育成する事業を実施する。

① 旭川市全域【令和 8 年度を目途に実施】

② 滝川市全域【令和 8 年度を目途に実施】

以下 略

新旧対照表

北海道 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 名称：国家戦略特別区域外国人美容師育成事業</u> <u>内容：外国人美容師の就労に係る在留資格に関する特例</u> <u>(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</u> <u>国家戦略特別区域外国人美容師育成事業における育成機関の要件を満たす企業等が、日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進を図るとともに、インバウンドの需要に対応するため、以下に掲げる地域において、日本の美容師免許を有する外国人材を育成する事業を実施する。</u></p> <p>① <u>旭川市全域【令和8年度を目途に実施】</u></p> <p>② <u>滝川市全域【令和8年度を目途に実施】</u></p> <p>以下 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(3) 略</p> <p>[加える。]</p> <p>以下 略</p>